

第3分散会

仙台市小学校長会

人権尊重教育推進上の諸問題への対応

1 はじめに

仙台市は東北の要として落ち着いた都市であるが、情報化が進むとともに犯罪の面でも全国版の紙面に載るような、思いもよらない大事件が発生して私たちを驚かせている。平成17年4月に仙台市の中央商店街に若い男が、車を突入させて小学生を含む7人を殺傷した事件があったことは、その一例でもある。これは加害者に、「人間尊重」の意志が薄れている行為であると言える。

また、県北では若い夫婦が子供を殺し、遺棄する事件も起こっている。このような児童虐待について、秋田の小学生連続殺人事件を始め、日本全国で次々に起きているという報道が後を絶たない。いわば児童の人権が考慮されていない憂うべき事態が進行しているのが現状である。

7月に開催された東北連合小学校長会青森大会での「人権教育」の部会での話題の中心は、親のネグレクトであった。そこでは、いかにして親に対して子供のときから人権を尊重する態度を育成するか、学校や地域がどのようにかかわるかが課題とされた。

このように人権尊重の教育は、長い時間と粘り強い姿勢で取り組まねばならない、緊急できわめて重大な課題であると考えます。

2 研究のねらい

校長として、人権尊重教育上の諸問題について研究を深め、学校としての対応や職員の意識の向上に役立てる。

3 主題について

人権とは人間の尊厳に由来する固有の権利であり、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利である。そして、人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味し（人権教育啓発推進法2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることである。

学校運営上、人権問題は大きな問題が潜んでおり、教職員に人権尊重の意識があるのと無いのでは、対応に差が出て大問題に発展しかねない。そのためにも、教職員の人権感覚を研ぎ澄まし、日常的な学校生活の面で生かしていく必要がある。そのためにも管理職には法に則り人権尊重の教育の根本を理解しながら、適切な指導をしていくことが求められる。仙台市においても、児童をとりまく人権問題の理解なしに学校経営の円滑な運営は望めない。そこで、「人権尊重教育推進上の諸問題」の様々な事例を検討し、それらの中から学びながら人権教育に配慮することで、よりよい教育の展開ができるものと考え主題を設定した。

4 研究の方法

- 1 各校の人権教育の実態を把握する。
- 2 児童虐待の事実について調査し、問題の傾向を探る。

5 仙台市の人権教育

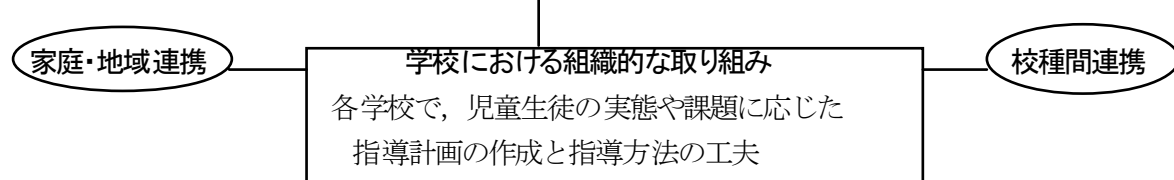
仙台市教育委員会が示した「杜の都の学校教育」～推進の指針と指導の重点平成18年版では、次のように人権教育を進めることにしている。

人権教育の推進

- 自分の大切さと共に、他の人の大切さに気づかせる。
- 様々な場面で具体的な態度や行動に現れるよう指導・支援をする。
-

目標 基本的人権を尊重し、差別や偏見のない自由で平等な社会の実現のために進んで努力する児童生徒の育成

学校教育全体を通じた人権教育推進



人権感覚を身につける（自分や他人の大切さ）

（取り上げたい項目）

- ① 一人一人の命の大切さ
- ② いじめを許さない気持ちの大切さ
- ③ 男女が平等に個性や適性を尊重し、協力し合う大切さ
- ④ 高齢者へのいたわりや尊敬の念をもつ大切さ
- ⑤ 障害者と共に、助け合う大切さ
- ⑥ 外国の人と理解し合う大切さ など

小学校5年生、中学校1年生全員配布の「人権教育資料『みとめあう心』」の有効活用を図る。

具体的な態度・行動に現す（他の人と共にお互いを尊重し、よりよく生きようとする）

（例）①他人の立場を考える想像力 ②コミュニケーション能力 ③人間関係を調整する能力 等

仙台市内には小学校が123校ある。そこでそれぞれの計画で人権尊重教育を展開している。それぞれの学校ごとの取り組みに工夫が見られるが、中には、道徳と強く連携させている学校や、福祉教育と連携させている学校が多い。また「人権教育（男女平等教育）」を打ち出して男女平等教育と重ねて教育計画を立てている学校も多い。さらに、校務分掌の中の特別委員会に「人権教育推進委員会」を設けている学校もある。概して強く人権教育を前面に出している学校は少ない。

これは、仙台市において人権問題が余り表面化していないからである。そしてこれに伴う事件も発生していないからである。しかし、水面下では様々な問題が潜んでおり、中には深刻な問題に発展しないよう対応に腐心している学校や、地域によっては特別な状況にある学校もあり、それぞれの学校の努力で配慮や工夫がなされているのが実情である。

仙台市は、人権教育の推進で、「自分の大切さと共に、他の人の大切さに気づかせる」「様々な場面で具体的な態度や行動に現れるよう指導・支援する」というねらいのもとに、学校教育活動全体を通じた人権教育を推進す

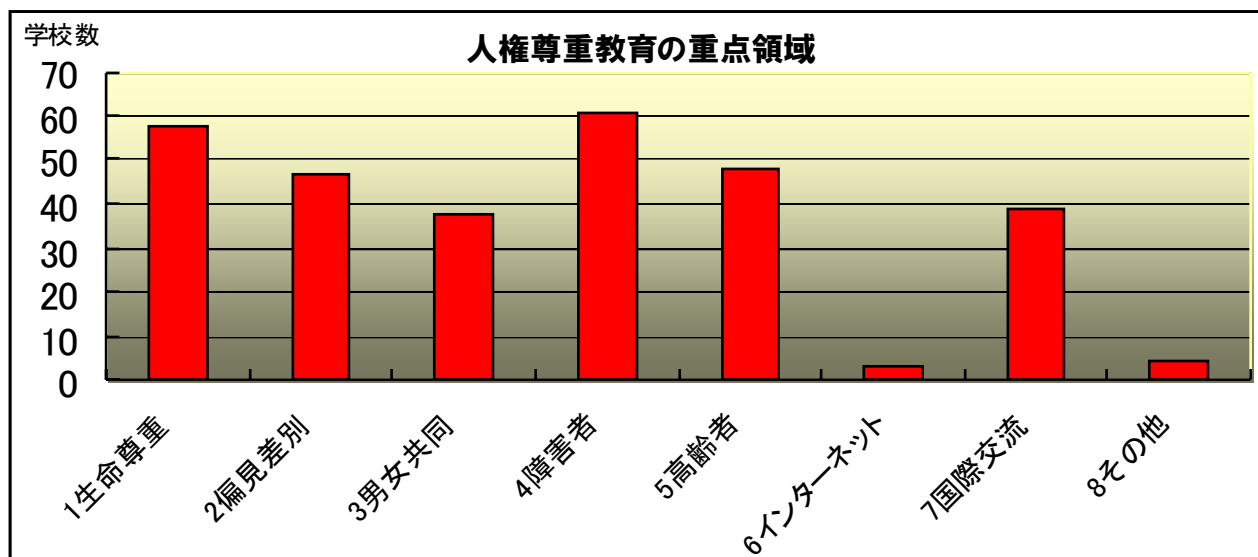
ることとしている。

さらに、平成17年には、人権教育資料「みとめあう心（小学校用）」を作成して、全市内小学校5年生全員に配布している。この資料は、5年生6年生向けに作成したもので、次の7項目からなっている。

人権教育資料 『みとめあう心（小学校用）』の指導のポイント

	題名	(価値内容)	テーマ
1	かけがえのない命	(生命尊重)	一人一人の命を大切にする
2	あなたならどうする	(偏見・差別)	仲間をいじめない
3	男も女も自分らしく、協力しあって生きる	(男女共同)	男女平等の社会で生きる
4	障害のある人とともに	(障害者との共生)	障害者と共に生きる
5	お年寄りとともに	(高齢者との共生)	高齢者を大切にする
6	心と心を結ぶインターネット	(インターネット)	インターネットで人を傷つけない
7	世界のすてきな仲間たち	(国際交流)	外国人と仲よくする

市内123校で、この7つの項目のうち人権尊重の教育として、どの項目に重点を置いて指導にあたっているかを調べたのが次のグラフである。



このグラフから、全体として障害者の人権に配慮し、気づかせてノーマライゼーションを実施していく特別支援教育との関連が高いことが分かる。これは、仙台市の特別支援学級は、小学校123校のうち113校に260学級が設置されており、障害に応じたそれぞれの学級の設置と共に、LD、ADHD、高機能自閉症などの子供に対しての個別指導員の配置など、特別支援教育への取組が熱心に行われている結果が表れているものと思われる。

また、1生命尊重と2偏見差別に関連する不登校については、平成13年をピークとして年々減少しているとともに、いじめが収まってきている。これは、各学校での早期指導や仙台市の適応指導センターなどの対応で改善されているものと思われる。

インターネットでの人権問題については、「インターネットでひとを傷つけない」という内容について指導することになっているが、まだ事例が少ないのが現状である。しかし、今後ブログへの書き込みなどでの問題の浮上が予想され、指導するケースが出てくるものと思われる。

6 児童虐待の実態

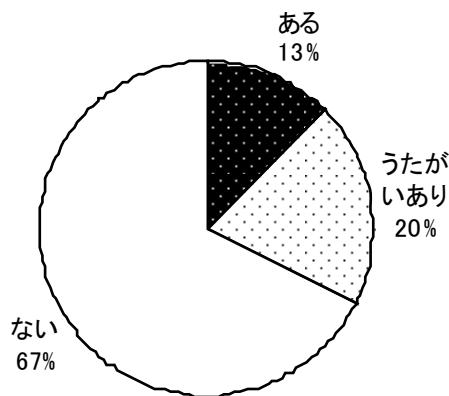
児童の人権問題は、以前は「いじめ」がその主流であったが、近頃は児童虐待による児童の権利の侵害が大きなニュースになっている。平成18年度上半期の警察庁によるまとめでは、全国での児童虐待が12.9%も増

加しており、過去最悪となっている。すなわち、児童の人権を侵害する親の存在が年毎に増加しているということである。

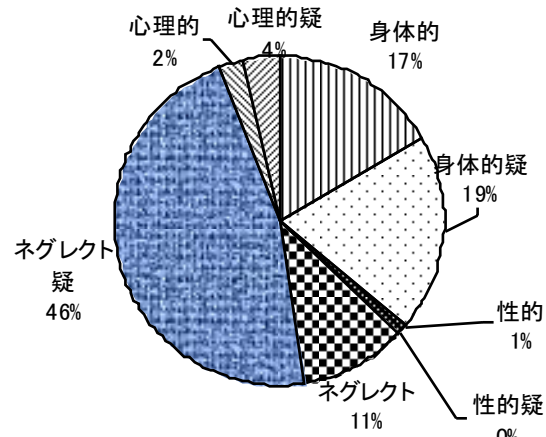
仙台市児童相談所の統計では、平成15年度114件、同16年度138件、同17年度131件（小学生）の発生が報告されている。平成17年度はやや減少したものの、現実には平成16年度の法改正とともに、小学生以下の虐待が増えている実情があるとの話を児童相談所から受けている。

さて、仙台市小学校長会の生徒指導部の調査研究によると、児童虐待への対応について「早期発見」と「学級担任への指導・助言」ならびに「関係機関との連携」が問題解決に効果的であることが指摘されている。市内各该校はこのことを受けて指導に当たっているが、仙台市小学校長会の平成12年度の児童虐待についての調査では、「虐待があった。疑われるものがあった」が35%であったものが、今年度の調査では、33%にやや減少していることが分かった。

仙台市の小学生児童虐待についての調査（平成17年度～18年度7月）



虐待の実態



虐待の内容

しかしながら、今回の平成17年度から18年度夏休み前までの期間における児童虐待の調査では、「虐待がある・疑われる」の状態のうち、57%が親のネグレクトまたは、その疑いであることが判明した。

このような傾向のある親の特徴としては、「① 孤立している ② 家族構成が複雑である。 ③ 教師との面談を拒む。 ④ 家にいるのか存在が分からない。 ⑤ 子供の扱いが乱暴である。」などの項目が多い事例として回答されている。虐待する親の一番の特徴にあげられている「孤立している」ことは、親にコミュニケーション能力が身についていないこと、家族構成が複雑であることや、離婚が多いこと等考えられ、プライバシーに深く関わる理由となっている問題なので、学校としてなかなか把握が困難な状況にあるのが事実である。このような場合管理職は、外部のPTAや民生児童委員・町内会長などの情報網から、保護者が『孤立している』などの情報を得る場合が多い。校長が外部から得た情報を担任に示したり、事実であれば担任への指導助言や関係諸機関との連携を進めていったりすることが効果的である。この際の連携する機関は、主に仙台市児童相談所であり、虐待への対応を学校と密接な連携のもとに行って効果を上げている。

児童虐待は、どの項目も親としてのつとめを果たさず親が自分のエゴのために子供を犠牲にしているという点が共通している。ネグレクトは親としての問題であり、いわばアダルトチルドレンであり、精神的に幼稚で人間尊重の意識が身についていない点が問題なのであろう。親にも子供のときからの意識付けが大切なのである。

また、児童の状況に関して担任が把握した虐待を受けている児童の特徴的なところは、「① 表情が乏しく笑顔が少ない。② 衣服や身体が常に不潔である。③ 他者とうまくかかわれない。④ 不自然な傷がある。⑤ がつつした食べ方をする。」などがあげられている。

校長から児童虐待の把握のための「子供と保護者のチェックポイント」を示すことにより、それぞれの児童の把握が的確になってきている。担任は、児童の状態をよく把握し、調べるチェックポイントの項目を参考にして

みることにより、児童の把握が早まり未然防止につながっているものと思われる。

次に、人権問題に関連した特徴ある学校の取り組みを示す。

例1 新設児童養護施設への配慮・・・A校の例

A校の学区に、児童養護施設が開所することになり、その児童の受け入れ態勢について、人権を配慮しつつも、学校運営に支障を来すことのないようさまざまな準備をしてきた。施設の基本的理解の研修をはじめ、生徒指導上の課題や個別指導補助員配置の話し合いなどを重ねてきた。併せて地域でも、PTAが中心となって、小中学校・同PTAと町内会が児童養護施設との交流会を開催し、施設の基本的な理解に努めた。

18年度になって1年生から6年生まで施設の32名の児童が転入した。校長として、児童を受容し、実態を把握することで問題行動予見し、事が起きたら指導すべき事はしっかり指導することで、学校としての足並みをそろえることとした。

入学式・始業式後1ヶ月すると、教室に入れない児童や、教室や校地からの飛び出しなどの諸問題が発生してきた。そこで、施設と連携して、当該児童の担当職員には、担当児童が教室に入り落ち着くまで教室にいてもらうことや、校地から飛び出したときは一緒に探すようにした。施設での指導と併せて校長が当該児童に直接指導することにした。

現在クラスでは、差別やいじめもなく児童相互のトラブルも少ないが、施設内での人間関係や、いじめ・ストレスが原因で登校できなくなったり、ふさぎ込んでいたりする児童もいる。児童一人一人をきめ細かく把握し指導していくためにも、学校と施設との密接な連携が必要である。今後児童の人権に配慮しながら、年間を通しての情報交換会を開き、よりよい成長を図っていく計画であるという。

例2 特別支援児童への配慮・・・B校の例

6年児は、5年生からB校に転校してきたが、不適切な養育の影響のため、身体不潔・基本的生活習慣の欠如・夜尿・失禁・遺尿・遺糞などの行動の特徴や症状を呈している。また、知的能力が遅れていることから基礎的な学習内容が身に付いていない。

そこで、B校では、校内就学指導委員会で、中学校入学を控えている児童の状況を考慮し、特別支援学級への入級を市に申請しながら、校内では「ケース会」で全職員がこの児童の情報を共有するとともに、学習面での遅れを取り戻すために少人数指導を行ったり、さわやか相談員（仙台市の教育相談課の事業）の配置を申請し、活用を行ったりしてこの児童を学級の一員として大切にす学級経営を行ってきている。

民生児童委員との協力・・・C校の例

夜になると決まって子供が泣き出す家があり、これを聞いた住民が不審に思って民生委員に虐待ではないかと連絡した。しかし、民生委員が行った時は、ビニールプールで楽しそうに遊んでいる子供の姿があり、虐待の様子は見られない。事情を聞くと、母親が急病で入院したため、叔母が来て子供のお世話をするようになったが、子供が母親を思い出して夕方泣くとのことであった。地域の人々がこういう面での関心が高くなってきているのは、全国的によくない事件がおきているからであるという民生委員の話であった。

C校では、地域の民生児童委員の力を借りて、人権問題の事故防止を図るために就学時健康診断の機会を捉えて母親講座を開いている。学校が会場である就学時健康診断の時に子育て支援について話をするのが、学校から民生児童委員を紹介してもらう形になることで、若い母親は信頼して相談に来るようになったり、情報提供するようになったりするよい効果が期待できるからである。

これらの例の他に、仙台市では、法務局による人権教育の出前授業を要請している学校もある。また、NPO法人『CAPみやぎ』によるCAPプログラムの実施による人権意識を高める実践を行っている学

校もある。

7 おわりに

人権教育は、民主主義の基本である。児童を取り巻く人権問題は、児童ではなく親としての問題に起因している場合が多い。現在のリストラや成果主義的な考えが支配的になって行くにつれて、豊かであってもむなしいという日本の社会構造が変わらない限り、虐待に走る親は増える。子供だけでなく、共同体の崩壊という問題から来る自殺者3万人以上という日本をどうにかしないと変わらないだろう。

人間としての「かけがえのなさ」は、交換可能ではないという考えから生ずる。これこそ人間尊重でもあり、人権尊重でもある。「人間尊重」は自分をかけがえのないものと思うと共に、他も尊重していくものである。自己信頼から生まれる自尊感情を育む営みを、学校教育の隅々で実践していくことが大切である。

このような状況の中で、「基本的人権を尊重し、差別や偏見のない自由で平等な社会の実現のために進んで努力する児童生徒の育成」を仙台市の人権教育推進の目標として今後も進めていかねばならない。

そのためにも、校長として、教職員自らが人権教育の実践者である意識を深め、児童一人一人の資質や能力を十分引き出せる学習環境作りを推進し、豊かな心情や人権尊重の精神を育成するための教職員の研修に努めるようにしていかななくてはならない。そして、家庭・地域社会と連携を図りながら、人権尊重の意識を高め、人権教育についての啓発と普及を図るようにしていきたいと考えている。